

岐阜県農林関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について

岐阜県農林関係手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和六年二月二十二日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県農林関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岐阜県農林関係手数料徴収条例（平成二十一年岐阜県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

別表二十一の表中「免疫学的検査に」を「検査に」に改め、同表一の項中「。以下この表において同じ」を削り、「家畜伝染性疾病検査手数料」を「家畜伝染性疾病免疫学的検査手数料」に改め、同表二の項中「家畜伝染性疾病の免疫学的検査証明書」を「一の項又は二の項に規定する検査を受けた旨の証明書」に改め、同項を同表三の項とし、同表一の項の次に次のように加える。

二 家畜伝染性疾病の遺伝子検査 （家畜伝染病予防法に基づくものを除き、ヨーネ病に係るものに限る。）	家畜伝染性疾病 遺伝子検査手数料	一頭につき	一、八二〇
------------------------------------------------------	---------------------	-------	-------

附則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

提案説明

家畜伝染性疾病遺伝子検査手数料を新たに徴収する等のため、この条例を定めようとする。

